

福山市防犯カメラの設置及び 利用に関するガイドライン

2024年（令和6年）4月

福山市

福山市では、福山市民の安全に関する条例（平成10年条例第12号）に基づき、安全で住みよい地域社会の形成を推進しています。

また、各地域では、防犯を始め様々な安心・安全活動に熱心に取り組んでいるところです。犯罪の防止には、自ら犯罪被害にあわないように努めるとともに、地域住民が警察、行政等と連携・協働して日常的にパトロールや声かけ活動を行うといった、まちづくりのためのコミュニティ活動を行うことが効果的です。

しかし、地域住民の活動や警察官による巡回にはおのずと限界もあることから、こうした部分を補完するものとして、自治会や町内会などの地域団体、事業者等により防犯カメラを設置することは、犯罪の発生を抑止するために有効な手段といえます。また、防犯カメラは犯罪が発生した場合の早期解決に資するものです。

一方で、防犯カメラの誤った運用により、記録された画像が流出し、他の目的に利用されるのではないかとのおそれもあり、その取扱いには十分留意する必要があります。

こうしたことから、以下のとおりガイドラインを定めます。

1 目的

防犯カメラは、福山市における犯罪の発生を抑止、市民の安心・安全の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資するものであり、安心して安全に暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものと認められる。

一方、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなど、プライバシーの保護との調和を図る必要があります。地域団体等が、市内の公共空間を対象とした防犯カメラを設置及び利用するに当たっての留意すべき事項をガイドラインとして定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 防犯カメラ

犯罪の発生を抑止、市民の安心・安全の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として特定の場所に継続的に設置するモニター設備及び遠隔操作機能のないカメラで、画像を撮影し、及び記録する機能を有するもの（これと一体となってこれらの機能を有する機器を含む。）をいう。

(2) 地域団体等

学区まちづくり推進委員会、自治会、町内会、防犯組合、事業者などをいう。

(3) 公共空間

道路、繁華街、広場、公園など、誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

(4) 画像

防犯カメラにより撮影し、及び記録された画像（それによって特定の個人を識別することができるものに限る。）をいう。

3 管理体制

(1) 管理責任者の指定

市内の公共空間を撮影する防犯カメラを設置及び利用しようとする地域団体等（以下「設置者」という。）は、その適切な管理運用を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定するものとする。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラの機器の操作並びに画像の閲覧及び検索を行う取扱者を指定するものとする。この場合、取扱者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定するものとする。管理責任者又は取扱者でなければ、防犯カメラの操作をしてはならないこととする。

(3) 取扱いの受託

管理責任者は、画像を外部に提供する場合は、業者に画像の閲覧又は検索を委託することができる。なお、その場合においては、下記5に定める秘密保持のため、誓約書等を提出させるものとする。

4 設置の許可等

(1) 設置

防犯カメラの設置は、その目的のために必要な範囲内で行うこととする。

(2) 管理運用

防犯カメラの管理運用は、この基準の規定に従い、適切に行うこと。

(3) 設置及び利用の明示

設置者は、防犯カメラを設置し作動させている旨、及び設置者を明示するものとする。

(4) 設置の許可等

設置者は、防犯カメラの設置に当たり道路管理者その他の法令等に基づく管理者の許可等を得る必要がある場合は、法令等の定めに従い、当該許可等を得なければならない。

(5) 地域住民の同意

設置者は、防犯カメラを設置する地域の学区まちづくり推進委員会や自治会（町内会）などにおいて同意を得るように努めるものとする。

5 画像の取扱い

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た市民の情報をみだりに外部に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用及び提供の制限

設置者等は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は外部に提供してはならない。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他の画像の適切な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像は撮影時の状態で保存することとし、加工してはならない。

イ 画像の記録された媒体（SDカード等）は、防犯カメラの設置者があらかじめ定めた保管場所で厳重に管理し、上記（2）に定める場合を除き、保管場所以外の場所へ持ち出してはならない。

ウ 画像の保存期間は、原則として、最大1か月以内で設置者が定める期間とする。

エ 画像を消去し、及び画像の記録された媒体を廃棄する場合は、確実かつ慎重に行いその旨を記録する。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 設置及び利用基準の作成

設置者は、防犯カメラの設置及び利用が適切なものとなるよう、このガイドラインに基づいて基準(以下「設置利用基準」という。)を策定するものとする。なお、設置利用基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置の目的及び取扱いの基本原則

イ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

ウ 防犯カメラの管理責任者及び取扱者

エ 画像の保存及び取扱い

オ 画像の利用及び提供の制限

カ 苦情処理の手続

キ その他防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適切に行うために必要な事項

(6) 取扱いの周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、このガイドライン及び設置利用基準において、画像の取扱いについて、周知徹底を図るなど適切な指導を行うものとする。

「設置及び利用基準の参考例」

〇〇〇〇〇が設置する防犯カメラの設置及び利用基準（参考例）

（目的）

第1条 この基準は、防犯カメラの設置及び管理運用について必要な事項を定めることにより、〇〇〇地域における犯罪の発生を抑止、市民の安心・安全の確保及び〇〇〇地域において犯罪が発生した場合の早期解決に資するとともに、個人情報その他市民の権利を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の発生を抑止、市民の安心安全の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として特定の場所に継続的に設置するモニター設備及び遠隔操作機能のないカメラで、画像を撮影し、及び記録する機能を有するもの（これと一体となってこれらの機能を有する機器を含む。）をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、及び記録された画像（それによって特定の個人を識別することができるものに限る。）をいう。

（基本原則）

第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置は、その目的のために必要な範囲内で行うこと。
- (2) 防犯カメラの管理運用は、この基準の規定に従い、適切に行うこと。
- (3) 防犯カメラを設置している旨を市民に周知させること。

（防犯カメラの設置場所等）

第4条 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙のとおりとする。

2 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置場所に、次の事項を表示する。

- (1) 「防犯カメラ作動中」等の防犯カメラを作動している旨
- (2) 設置者名（団体の名称）

（防犯カメラの管理責任者等の指定）

第5条 設置者〇〇〇〇（設置者の長）は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定し、会報等により周知させる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの機器の操作並びに画像の閲覧及び検索を行う取扱者を指定する。
- 3 防犯カメラの操作並びに画像の閲覧及び検索は、管理責任者又は取扱者でなければ、行ってはならない。
- 4 管理責任者は、画像を外部に提供する場合、業者に画像の閲覧又は検索を委託することができる。なお、その場合においては、秘密保持のため、誓約書等を提出させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像は撮影時の状態で保存することとし、加工をしてはならない。

2 画像の記録された媒体は、設置者が別に定める保管場所で厳重に管理し、次条第1項各号に掲げる場合を除き、保管場所以外の場所へ持ち出してはならない。

3 画像の保存期間（重ね撮りをする場合は、上書きするまでの期間をいう。）は、画像を記録した日の翌日から起算して〇〇日以内とする。ただし、次条第1項各号に掲げる場合で管理責任者が必要があると認めたときは、これを延長することができる。

4 画像を消去し、及び画像の記録された媒体を廃棄する場合は、確実かつ慎重に行い、その旨を記録する。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 設置者等（設置者、管理責任者及び取扱者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、画像を第1条に定める目的以外の目的に利用し、又は外部に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合

2 設置者等は、前項の規定により画像の提供を行うときは、画像を交付する者に身分証明書の提示を求める等身元の確認を行うとともに、次に掲げる事項について記録書を作成しなければならない。

(1) 申請者、画像を交付する者、申請理由、使用目的

(2) 閲覧、検索履歴、取扱者名

(3) 画像提供記録

(苦情等の処理)

第8条 設置者等は、苦情や問合せを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの管理運用に関し必要な事項は、設置者が別に定める。

附 則

この基準は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から施行する